

関係団体の長様

長野県健康福祉部長

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（通知）

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第176号）について、令和5年4月26日付け生食発0426第1号により厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官から別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、御了知いただくとともに、貴団体の関係者に対する周知について御配慮願います。なお、今回の改正要旨は下記のとおりです。

記

1 改正の概要

(1) 規格基準告示関係

食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第13条第1項の規定により、次の農薬等について、別添のとおり食品中の残留基準値が設定された。

成分名	用途	備考
イソピラザム	殺菌剤	農薬
ゾキサミド	殺菌剤	農薬
トリネキサパックエチル	植物成長調整剤	農薬
ピラジフルミド	殺菌剤	農薬
ピリダリル	殺虫剤	農薬
フルジオキシニル	殺菌剤	農薬
フルトリアホール	殺菌剤	農薬

2 適用期日

(1) 規格基準告示の改正に伴う残留基準値の適用について

告示日から適用される。ただし、通知中表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日から適用される。

(2) 規制対象について

告示の日から起算して1年を経過した日から改正後の残留基準値が適用される農薬等のうち、「第3 運用上の注意」1において、残留の規制対象を変更することと示しているものについては、規制対象の変更についても同日から適用される。

3 運用上の注意

(1) 別紙のうち残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

(2) 今回残留基準値を設定する「イソピラザム」の規制対象は、イソピラザム(syn体)及びイソピラザム(anti体)の和とする。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はな

い。

- (3) 「干しぶどう」に設定されているゾキサミドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除する。なお、「干しぶどう」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の残留基準値への適・不適を確認する。
- (4) 今回残留基準値を設定する「トリネキサパックエチル」の規制対象は、代謝物B【(1RS, 4EZ)-4-[シクロプロピル(ヒドロキシ)メチレン]-3, 5-ジオキソシクロヘキサン-1-カルボン酸】のみとする。なお、改正前の規制対象は、トリネキサパックエチル及びトリネキサパックをトリネキサパックエチルに換算したものの和である。
- (5) 今回残留基準値を設定する「フルジオキソニル」の規制対象は、農産物及び魚介類にあってはフルジオキソニルのみをいい、畜産物にあってはフルジオキソニル及び酸化反応により代謝物K【2, 2-ジフルオロ-1, 3-ベンゾジオキソール-4-カルボン酸】に変換される代謝物をフルジオキソニルに換算したものの和とする。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。

健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係 (課長) 久保田 耕史 (担当) 河原 慎一郎 電 話 026-235-7155(直通) F A X 026-232-7288 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp

生食発0426第1号
令和5年4月26日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公印省略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第176号）が本日告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らい願います。

記

第1 改正の概要

以下の品目について、食品中の残留基準値を改正したこと（別紙参照）。

農薬イソピラザム、農薬ゾキサミド、農薬トリネキサパックエチル、農薬ピラジフルミド、農薬ピリダリル、農薬フルジオキシソニル及び農薬フルトリアホール

第2 適用期日

1 規格基準告示の改正に伴う残留基準値の適用について

告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日から適用すること。

<告示の日から起算して1年を経過した日から適用する食品の残留基準値>

農薬	食品
イソピラザム	メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、ぶどう及び乳
トリネキサパックエチル	乳
ピラジフルミド	たまねぎ、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、未成熟いんげん、みかん、みかん（外果皮を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）及びその他のスパイス
フルジオキシニル	米（玄米をいう。）、大豆、そら豆、ブロッコリー、チコリ、にら、その他のゆり科野菜、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、うめ、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、鶏の脂肪及びその他の家きんの脂肪

2 規制対象について

告示の日から起算して1年を経過した日から改正後の残留基準値が適用される農薬のうち、「第3 運用上の注意」1において、残留の規制対象を変更することと示しているものについては、規制対象の変更についても同日から適用すること。

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

- (1) 別紙のうち残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）を適用すること。
- (2) 今回残留基準値を設定する「イソピラザム」の規制対象は、イソピラザム（*syn*体）及びイソピラザム（*anti*体）の和とすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (3)－① 今回残留基準値を設定する「ゾキサミド」の規制対象は、ゾキサミドのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (3)－② 「干しぶどう」に設定されているゾキサミドの残留基準値については、現行の残留基準値を削除すること。なお、「干しぶどう」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の残留基準値への適・不適を確認すること。
- (4) 今回残留基準値を設定する「トリネキサパックエチル」の規制対象は、代謝物B【(1*RS*, 4*EZ*)-4-[シクロプロピル(ヒドロキシ)メチレン]-3,5-ジ

オキシシクロヘキサン-1-カルボン酸】のみとすること。なお、改正前の規制対象は、トリネキサパックエチル及びトリネキサパックをトリネキサパックエチルに換算したものの和であること。

- (5) 今回残留基準値を設定する「ピラジフルミド」の規制対象は、ピラジフルミドのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (6) 今回残留基準値を設定する「ピリダリル」の規制対象は、ピリダリルのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (7) 今回残留基準値を設定する「フルジオキシニル」の規制対象は、農産物及び魚介類にあつてはフルジオキシニルのみをいい、畜産物にあつてはフルジオキシニル及び酸化反応により代謝物K【2,2-ジフルオロ-1,3-ベンゾジオキソール-4-カルボン酸】に変換される代謝物をフルジオキシニルに換算したものの和とすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (8) 今回残留基準値を設定する「フルトリアホール」の規制対象は、フルトリアホールのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

2 その他

- (1) 今般の残留基準値の設定に併せ、今後、農林水産省において、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づき、農薬イソピラザム、農薬ピラジフルミド、農薬ピリダリル及び農薬フルジオキシニルに係る適用拡大のための変更登録が行われる予定であること。

別紙

農薬イソピラザム（殺菌剤）

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
小麦	0.2	0.2
大麦	0.6	0.6
ライ麦	0.2	0.2
その他の穀類	0.6	0.6
らっかせい	0.01	0.01
はくさい	5	5
キャベツ	3	3
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	○ 40	10
にんじん	0.2	0.2
トマト	3	3
ピーマン	0.09	0.09
なす	2	2
その他のなす科野菜	○ 0.09	
きゅうり（ガーキンを含む。）	1	1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.05	0.05
しろうり	○ 0.2	
メロン類果実		0.05
メロン類果実（果皮を含む。）	3	
まくわうり（果皮を含む。）	○ 0.2	
りんご	5	5
日本なし	3	3
西洋なし	3	3
マルメロ	0.4	0.4
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	○ 0.4	
もも		0.2
もも（果皮及び種子を含む。）	5	
あんず（アプリコットを含む。）	5	5
すもも（プルーンを含む。）	2	2
うめ	5	5
おうとう（チェリーを含む。）	5	5
いちご	5	5
ぶどう	● 8	10
かき	2	2
バナナ	0.06	0.06
その他の果実	0.4	0.4
なたね	0.2	0.2
牛の筋肉	0.03	0.03

農薬イソピラザム (続き)

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
豚の筋肉	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.03	0.03
牛の脂肪	0.03	0.03
豚の脂肪	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03	0.03
牛の肝臓	0.02	0.02
豚の肝臓	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02
牛の腎臓	0.02	0.02
豚の腎臓	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02
牛の食用部分	0.02	0.02
豚の食用部分	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02
乳	● 0.01	0.02
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01

農薬ゾキサミド (殺菌剤)

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
ばれいしょ	0.02	0.02
たまねぎ	0.7	0.7
トマト	2	2
ピーマン	○ 1	0.3

農薬ゾキサミド (続き)

食品名	残留基準値※	
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
なす	○ 1	
その他のなす科野菜	○ 1	
きゅうり (ガーキンを含む。)	2	2
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	2	2
しろうり	2	2
すいか (果皮を含む。)	2	2
メロン類果実 (果皮を含む。)	2	2
まくわうり (果皮を含む。)	2	2
その他のうり科野菜	2	2
オクラ	○ 1	
ぶどう	5	5
バナナ	0.2	0.2
干しぶどう		15
はちみつ	0.05	0.05

農薬トリネキサパックエチル (植物成長調整剤)

食品名	残留基準値※	
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米 (玄米をいう。)	○ 0.4	
小麦	○ 3	0.6
大麦	○ 3	0.6
ライ麦	○ 3	0.6
その他の穀類	○ 3	0.6
さとうきび	○ 0.5	
なたね	○ 2	
牛の筋肉	0.01	
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	
牛の脂肪	0.01	
豚の脂肪	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	
牛の肝臓	○ 0.1	
豚の肝臓	○ 0.1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.1	
牛の腎臓	○ 0.1	

農薬トリネキサパックエチル (続き)

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
豚の腎臓	○ 0.1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.1	
牛の食用部分	○ 0.1	
豚の食用部分	○ 0.1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.1	
乳	● 0.005	
鶏の筋肉		0.01
その他の家きんの筋肉		0.01
鶏の脂肪		0.01
その他の家きんの脂肪		0.01
鶏の肝臓	○ 0.05	
その他の家きんの肝臓	○ 0.05	
鶏の腎臓	○ 0.05	
その他の家きんの腎臓	○ 0.05	
鶏の食用部分	○ 0.05	
その他の家きんの食用部分	○ 0.05	
鶏の卵		0.01
その他の家きんの卵		0.01
小麦ふすま	○ 8	

農薬ピラジフルミド (殺菌剤)

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
大豆	○ 0.2	
小豆類		0.3
えんどう	○ 0.3	
そら豆	○ 0.3	
その他の豆類	○ 0.3	
はくさい	○ 3	2
キャベツ		3
カリフラワー	○ 10	
ブロッコリー	○ 10	3
その他のあぶらな科野菜	○ 10	
レタス (サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 40	20
たまねぎ	● 0.2	0.3
ねぎ (リーキを含む。)		5

農薬ピラジフルミド (続き)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
にんにく	○ 0.05	
にら	○ 30	
アスパラガス	○ 3	
にんじん	○ 0.3	
トマト		2
ピーマン		5
なす	○ 1	0.7
その他のなす科野菜	○ 5	
きゅうり (ガーキンを含む。)	○ 0.9	0.7
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	○ 1	
すいか		0.02
すいか (果皮を含む。)	0.8	
メロン類果実		0.05
メロン類果実 (果皮を含む。)	1	
まくわうり (果皮を含む。)	○ 1	
その他のうり科野菜	1	1
未成熟えんどう		5
未成熟いんげん	● 4	5
えだまめ	○ 15	10
その他の野菜	○ 15	10
みかん		0.1
みかん (外果皮を含む。)	2	
なつみかんの果実全体	2	2
レモン	2	2
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	2	2
グレープフルーツ	2	2
ライム	2	2
その他のかんきつ類果実	2	2
りんご	1	1
日本なし	1	1
西洋なし	1	1
もも		0.2
もも (果皮及び種子を含む。)	2	
ネクタリン	2	2
あんず (アプリコットを含む。)	3	3
すもも (プルーンを含む。)	0.7	0.7
うめ	3	3
おうとう (チェリーを含む。)	3	3

農薬ピラジフルミド（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
いちご	3	3
ぶどう	○ 3	2
かき	○ 0.8	0.5
キウイ（果皮を含む。）	○ 3	
その他のスパイス	● 9	10
牛の筋肉	0.01	
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	
牛の脂肪	0.01	
豚の脂肪	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	
牛の肝臓	0.01	
豚の肝臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	
牛の腎臓	0.01	
豚の腎臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	
牛の食用部分	0.01	
豚の食用部分	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	
乳	0.01	
鶏の筋肉	0.01	
その他の家きんの筋肉	0.01	
鶏の脂肪	0.01	
その他の家きんの脂肪	0.01	
鶏の肝臓	0.01	
その他の家きんの肝臓	0.01	
鶏の腎臓	0.01	
その他の家きんの腎臓	0.01	
鶏の食用部分	0.01	
その他の家きんの食用部分	0.01	
鶏の卵	0.01	
その他の家きんの卵	0.01	
はちみつ	0.05	0.05

農薬ピリダリル (殺虫剤)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
とうもろこし	0.05	0.05
そば	5	5
大豆	0.2	0.2
小豆類	0.2	0.2
えんどう	0.2	0.2
そら豆	0.2	0.2
その他の豆類	0.2	0.2
ばれいしょ	0.05	0.05
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.05	0.05
かんしょ	0.05	0.05
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	0.1	0.1
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	5	5
かぶ類の根	0.5	0.5
かぶ類の葉	15	15
はくさい	1	1
キャベツ	0.2	0.2
ケール	15	15
こまつな	15	15
きょうな	25	25
チンゲンサイ	15	15
カリフラワー	0.3	0.3
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜	15	15
ごぼう	0.05	0.05
しゅんぎく	25	25
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	30	30
その他のきく科野菜	15	15
たまねぎ	0.05	0.05
ねぎ (リーキを含む。)	5	5
にら	30	30
アスパラガス	3	3
にんじん	0.3	0.3
パセリ	○ 50	
セロリ	15	15
みつば	○ 20	
その他のせり科野菜	○ 50	
トマト	5	5
ピーマン	2	2

農薬ピリダリル (続き)

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
なす	1	1
その他のなす科野菜	5	5
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.5	0.5
すいか (果皮を含む。)	0.3	0.3
メロン類果実 (果皮を含む。)	0.9	0.9
その他のうり科野菜	0.7	0.7
ほうれんそう	40	40
オクラ	3	3
しょうが	0.2	0.2
未成熟えんどう	5	5
未成熟いんげん	3	3
えだまめ	5	5
その他の野菜	5	5
いちご	5	5
その他のハーブ	○ 50	30
魚介類	0.3	0.3

農薬フルジオキシニル (殺菌剤)

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米 (玄米をいう。)	● 0.01	0.02
小麦	0.05	0.05
大麦	0.05	0.05
ライ麦	0.05	0.05
とうもろこし	0.05	0.05
そば	0.05	0.05
その他の穀類	0.05	0.05
大豆	● 0.2	0.5
小豆類	0.5	0.5
えんどう	○ 0.3	0.07
そら豆	● 0.4	0.5
その他の豆類	0.5	0.5
ばれいしょ	6	6
さといも類 (やつがしらを含む。)	0.02	0.02
その他のいも類	0.02	0.02
てんさい	0.01	

農薬フルジオキサニル（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	○ 0.7	0.5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	20	20
かぶ類の根	○ 0.7	0.5
かぶ類の葉	20	20
西洋わさび	○ 0.7	0.5
クレソン	10	10
はくさい	○ 15	2
キャベツ	○ 8	2
芽キャベツ	○ 8	2
ケール	○ 15	10
こまつな	○ 15	10
きょうな	○ 15	10
チンゲンサイ	○ 15	10
カリフラワー	2	2
ブロッコリー	● 8	10
その他のあぶらな科野菜	○ 15	10
ごぼう	○ 0.7	0.5
サルシフィー	○ 0.7	0.5
チコリ	● 20	30
エンダイブ	30	30
しゅんぎく	30	30
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	40	40
その他のきく科野菜	30	30
たまねぎ	0.5	0.5
ねぎ（リーキを含む。）	7	7
にんにく	○ 0.5	0.2
にら	● 2	9
わけぎ	10	10
その他のゆり科野菜	● 0.8	10
にんじん	5	5
パースニップ	○ 0.7	0.5
パセリ	10	10
セロリ	○ 15	
その他のせり科野菜	20	20
トマト	5	5
ピーマン	5	5
なす	1	1
その他のなす科野菜	1	1

農薬フルジオキサニル（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
きゅうり（ガーキンを含む。）	2	2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.5	0.5
しろうり	0.5	0.5
すいか	 	0.2
すいか（果皮を含む。）	1	
メロン類果実	 	0.1
メロン類果実（果皮を含む。）	2	
まくわうり（果皮を含む。）	○ 0.5	
その他のうり科野菜	0.5	0.5
ほうれんそう	30	30
しょうが	0.02	0.02
未成熟えんどう	5	5
未成熟いんげん	5	5
えだまめ	5	5
その他の野菜	60	60
みかん	 	0.1
みかん（外果皮を含む。）	3	
なつみかんの果実全体	10	10
レモン	10	10
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	10	10
グレープフルーツ	10	10
ライム	10	10
その他のかんきつ類果実	10	10
りんご（果梗 ^{こう} を含む。）	5	5
西洋なし（果梗 ^{こう} を含む。）	5	5
マルメロ（果梗 ^{こう} を含む。）	5	5
びわ（果梗 ^{こう} 、果皮及び種子を含む。）	 	5
びわ（果梗 ^{こう} を除き、果皮及び種子を含む。）	10	
もも（果皮を含む。）	5	5
ネクタリン（果梗 ^{こう} を含む。）	5	5
あんず（アプリコットを含む。）（果梗 ^{こう} を含む。）	5	5
すもも（プルーンを含む。）（果梗 ^{こう} を含む。）	5	5
うめ	● 0.3	0.5
おうとう（チェリーを含む。）	○ 10	5
いちご	5	5
ラズベリー	5	5

農薬フルジオキサニル（続き）

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
ブラックベリー	5	5
ブルーベリー	2	2
ハuckleベリー	2	2
その他のベリー類果実	5	5
ぶどう	5	5
キウイ（果皮を含む。）	20	20
パパイヤ	5	5
アボカド	5	5
パイナップル	20	20
グアバ	○ 0.5	
マンゴー	5	5
その他の果実	15	15
ひまわりの種子		0.01
綿実	0.05	0.05
なたね	0.02	0.02
その他のオイルシード	0.05	0.05
その他のナッツ類	0.2	0.2
その他のスパイス	○ 15	10
その他のハーブ	○ 60	40
牛の筋肉	○ 0.02	0.01
豚の筋肉	○ 0.02	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.02	0.01
牛の脂肪	● 0.02	0.05
豚の脂肪	● 0.02	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.02	0.05
牛の肝臓	○ 0.1	0.05
豚の肝臓	○ 0.1	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.1	0.05
牛の腎臓	○ 0.1	0.05
豚の腎臓	○ 0.1	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.1	0.05
牛の食用部分	○ 0.1	0.05
豚の食用部分	○ 0.1	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.1	0.05
乳	○ 0.04	0.01
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01

農薬フルジオキサニル (続き)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
鶏の脂肪	● 0.01	0.05
その他の家きんの脂肪	● 0.01	0.05
鶏の肝臓	○ 0.1	0.05
その他の家きんの肝臓	○ 0.1	0.05
鶏の腎臓	○ 0.1	0.05
その他の家きんの腎臓	○ 0.1	0.05
鶏の食用部分	○ 0.1	0.05
その他の家きんの食用部分	○ 0.1	0.05
鶏の卵	○ 0.02	0.01
その他の家きんの卵	○ 0.02	0.01
魚介類	0.04	0.04

農薬フルトリアホール (殺菌剤)

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
小麦	0.2	0.2
大麦	0.2	0.2
とうもろこし	0.01	0.01
その他の穀類	○ 2	
大豆	0.4	0.4
らっかせい	0.2	0.2
てんさい	0.02	0.02
キャベツ	2	2
芽キャベツ	○ 2	
カリフラワー	2	2
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜	○ 2	
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	2	2
セロリ	3	3
トマト	0.8	0.8
ピーマン	1	1
その他のなす科野菜	1	1
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.3	0.3
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.3	0.3
しろうり	0.3	0.3
すいか (果皮を含む。)	○ 0.3	

農薬フルトリアホール（続き）

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
メロン類果実（果皮を含む。）	○ 0.3	
まくわうり（果皮を含む。）	○ 0.3	
その他のうり科野菜	0.3	0.3
りんご	0.4	0.4
日本なし	0.4	0.4
西洋なし	0.4	0.4
マルメロ	0.4	0.4
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	○ 0.4	
もも（果皮及び種子を含む。）	○ 0.6	
ネクタリン	0.6	0.6
あんず（アプリコットを含む。）	0.6	0.6
すもも（プルーンを含む。）	0.4	0.4
うめ	0.6	0.6
おうとう（チェリーを含む。）	2	2
いちご	2	2
ぶどう	2	2
かき	○ 0.4	
バナナ	0.3	0.3
綿実	0.5	0.5
なたね	0.5	0.5
コーヒー豆	0.2	0.2
ホップ	○ 20	
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05
牛の肝臓	0.5	0.5
豚の肝臓	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5	0.5
牛の腎臓	0.5	0.5
豚の腎臓	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5	0.5
牛の食用部分	0.5	0.5
豚の食用部分	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5	0.5

農薬フルトリアホール（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
乳	0.05	0.05
鶏の筋肉	0.05	0.05
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05
鶏の脂肪	0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05
鶏の腎臓	0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05
鶏の食用部分	0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05
鶏の卵	0.05	0.05
その他の家きんの卵	0.05	0.05

脚注

※○：令和5年4月26日適用（基準値を引き上げる品目）

●：令和6年4月26日適用（基準値を引き下げる品目）

・ 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)&及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)&及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- 「その他の陸棲^{せい}哺乳類に属する動物」とは、陸棲^{せい}哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- 「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- 「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。

